

七飯町議会の議員の定数を定める条例及び七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

令和元年9月に議長を除く全議員で構成する「議会活性化特別委員会」を設置し、一層の議会運営の効率化と活性化に向けた取組について協議を重ねてきた。

議員定数についてはこれまで、平成15年に26人から24人に、平成19年には18人に定数を改めてきたところである。七飯町の人口は他自治体と比較して減少幅は少ないものの、各種統計においても減少傾向にあることや、定数削減をしても民意の反映や議会運営は各議員の努力によって遂行可能であることなどを踏まえ、地方分権に対応した議員定数について慎重に議論を重ねてきた結果、次期改選時から現行の18人から4人削減し14人とすることに決定した。

次に、議員報酬については、平成12年4月に増額の見直しをした以降、議員定数が減少しても議員報酬の見直しは行っていない。近年、全国では議員のなり手不足が問題となっており、地方議会においては議員報酬の低さによって、若年の勤労世代が立候補しにくい状況であり、専門議員の割合は低い状況にある。これらのことを踏まえ、慎重に議論を重ねてきた結果、次期改選時から議員報酬を5万円増額することを決定した。議員報酬の増額については、七飯町特別職報酬等審議会への諮問を町へ依頼し、七飯町特別職報酬等審議会において慎重に審議をした結果、議員報酬を5万円増額することは妥当である旨の答申があった。

これらのことから、議会活性化特別委員会で決定した内容及び七飯町特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、この条例を提出するものである。

2 改正内容

- (1) 七飯町議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第12号）の一部改正

本則中の議員定数を「18人」から「14人」に改める。

- (2) 七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成12年条例第32号）の一部改正

別表第1に規定する議員報酬を以下のとおり5万円増額する。

職名	改正前報酬月額	改正後報酬月額
議長	330,000円	380,000円
副議長	260,000円	310,000円
常任委員長	240,000円	290,000円
議会運営委員長	240,000円	290,000円
議員	230,000円	280,000円

3 施行期日

(1) 七飯町議会の議員の定数を定める条例の一部改正

公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙の告示の日から施行する。

(2) 七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員の任期が開始する日から施行する。

4 経過措置

この条例の施行の際現に七飯町議会の議員である者の定数については、その任期が満了するまでの間は、なお従前の例による経過措置を規定する。

七飯町議会の議員の定数を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 前	改 正 後
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、七飯町議会の議員の定数は、<u>18人</u>とする。</p> <p>附 則 1・2（略）</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、七飯町議会の議員の定数は、<u>14人</u>とする。</p> <p>附 則 1・2（略）</p>

七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 前	改 正 後																								
<p>本則（略）</p> <p>附 則 1・2（略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>330,000</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>260,000</td> </tr> <tr> <td>常任委員長</td> <td>240,000</td> </tr> <tr> <td>議会運営委員長</td> <td>240,000</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>230,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第5条関係） （略）</p>	職名	議員報酬月額	議長	330,000	副議長	260,000	常任委員長	240,000	議会運営委員長	240,000	議員	230,000	<p>本則（略）</p> <p>附 則 1・2（略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>380,000</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>310,000</td> </tr> <tr> <td>常任委員長</td> <td>290,000</td> </tr> <tr> <td>議会運営委員長</td> <td>290,000</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>280,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第5条関係） （略）</p>	職名	議員報酬月額	議長	380,000	副議長	310,000	常任委員長	290,000	議会運営委員長	290,000	議員	280,000
職名	議員報酬月額																								
議長	330,000																								
副議長	260,000																								
常任委員長	240,000																								
議会運営委員長	240,000																								
議員	230,000																								
職名	議員報酬月額																								
議長	380,000																								
副議長	310,000																								
常任委員長	290,000																								
議会運営委員長	290,000																								
議員	280,000																								